

VCファンドの出資持分に関する 金融商品実務指針改正案、公表

ASBJ

去る9月18日、企業会計基準委員会が、第533回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

前回（2024年10月1日号（No.1722）情報ダイジェスト参照）に引き続き、本プロジェクトで対象とする組合等への出資の会計処理に関する金融商品実務指針の改正案の文案等の審議が行われ、出席委員賛成で公表議決された（9月20日公表、コメント期限は11月20日。https://www.asbj-jip.jp/project/exposure_draft/y2024/2024-0920.html）

金融資産の減損

第225回金融商品専門委員会（2024年10月1日号（No.1722）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）を採用する金融機関の代表者から聞

かれた意見の対応が行われた。

(1) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認める等の事務局案に対して、補足文書や実務指針等においてシナリオ作成に関する具体的な考え方や参考事例を示してほしいとの意見が聞かれていた。

事務局から、補足文書の文案を検討する際に、将来予測シナリオにおける将来予測の考慮方法についての程度示すことができるか議論を行うとの対応案が示された。

(2) 実効金利法

債権における予想信用損失の算定および償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができるとするオプションを設けること等の事務局案に対して、貨幣の時間価値の考慮について、具体的な実務対応が不明であるとの意見が聞かれていた。事務

局からは、現行基準でも概念自体は明確として、追加の対応は不要との対応案が示された。

(3) その他

次の論点について実務に配慮した検討を希望する意見が聞かれていた。

- ① 直接償却の取扱い
- ② 金融保証契約への引当
- ③ ローン・コミットメントへの引当

事務局からは、ステップ4において、ステップ2、3と異なる定めを設ける必要はないとの対応案が示された。

*

以上について、委員から賛意が多く聞かれた。

バーチャルPPA

第161回実務対応専門委員会（2024年10月1日号（No.1722）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。

今回新規テーマとして検討されるもので、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して検討が行われる。今回は、提言の内容や、プロ

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和6年7-9月期調査		対象企業数 14,418社 回答企業数 11,179社 回収率 77.5%			
景況	●貴社の景況	令和6年7-9月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.1%ポイントとなり、令和6年4-6月期以降2期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業も「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。			
	●国内の景況	令和6年7-9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.5%ポイントとなり、令和5年4-6月期以降6期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。			
雇用	令和6年9月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は27.0%ポイントとなり、平成23年9月末以降53期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。			
	令和6年度は、2.4%の増収見込みとなっています。	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。			
売上高	令和6年度は、▲1.4%の減益見込みとなっています。	業種別にみると、製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっています。			
	令和6年度は、12.5%の増加見込みとなっています。	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。			
設備投資	令和6年度は、▲1.4%の減益見込みとなっています。	業種別にみると、製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっています。			
	令和6年度は、12.5%の増加見込みとなっています。	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。			
(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。					
貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		令和6年4-6月 前回調査	令和6年7-9月 現状判断	令和6年10-12月 見通し	令和7年1-3月 見通し
大企業	全産業	0.4	5.1	7.2	4.7
	製造業	▲1.0	4.5	8.9	5.3
	非製造業	1.1	5.4	6.4	4.4
中堅企業	全産業	▲1.6	2.4	7.9	5.7
	製造業	▲5.7	0.7	8.2	2.2
	非製造業	▲0.5	2.9	7.8	6.6
中小企業	全産業	▲10.3	▲7.6	▲1.0	▲4.4
	製造業	▲25.1	▲16.9	▲2.1	▲6.0
	非製造業	▲7.5	▲5.9	▲0.8	▲4.1
国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		令和6年4-6月 前回調査	令和6年7-9月 現状判断	令和6年10-12月 見通し	令和7年1-3月 見通し
大企業	全産業	5.8	5.5	4.7	3.9
	製造業	3.2	3.4	5.5	4.3
	非製造業	7.0	6.5	4.4	3.7
中堅企業	全産業	0.3	2.2	2.4	3.4
	製造業	▲4.9	1.9	▲1.9	3.0
	非製造業	1.6	2.3	3.5	3.5
中小企業	全産業	▲13.1	▲13.5	▲8.9	▲10.1
	製造業	▲24.3	▲23.2	▲12.5	▲9.4
	非製造業	▲11.0	▲11.7	▲8.3	▲10.2

ジェクトの範囲（発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石証書を移転する契約とするなど）の整理について、事務局から説明がされた。
委員からは方向性に賛意が聞かれた。

企業会計基準等の年次改善

原則として年1回、4月1日を基準日として、ASBJが公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行うこととされており、次の項目が検討された。

- ・2019年創設の特別法人事業税について、企業会計基準27号

会計

ISSB基準との差異となる部分の検討、進む—SSBJ

去る9月19日、SSBJは第39回サステナビリティ基準委員会を開催した。

3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案（以下、「適用基準案」という）およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

「法人税等会計基準」等の適用関係→特別法人事業税（基準法人所得割）の取扱いをより明確化する。公開草案を公表する「改正」として取り扱う。
・実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」において、2005年の商法改正に伴い、会社法が公布されたことを受けて削除された商法の条文を参照したままとなっている→すでに削除された旧商法の条文を参照する形から会社法108条1項を参照する形への変更にとどめる。

主な審議事項は次のとおり。

ガイダンスの情報源における適用可能性を考慮する際の文書化

ISSB基準では、「適用可能性を考慮しなければならぬ」という要求事項について、どのような場合に当該要求事項を満たしたことになるのかが、明示されていない。このため、公開草案では、企業がガイダンスの情報源を考慮した証跡を残

経理に効く法律雑学

ネット投稿時の注意点

弁護士 白川 敬裕

「法の不知は、これを許さず」という原則があります。刑法38条3項には、「法律を知らなかつたとしても、そのことよって罪を犯す意思がなかったとはできない」とあります。「そんな法律があるとは知りませんでした」という弁解は、「罪を免れる理由」にはならないのです。たとえば、XやインスタグラムなどのSNSに投稿するとき、誰かが創作した文章やイラストを勝手に使ってしまうと、著作権侵害となる可能性があります。

ネット投稿時に注意すべき法律は多岐にわたりますので、すべての法律を正確に覚えることは大変です。実生活や仕事で法律を役立てるには、法律の条文を正確に覚えておく必要はありません。大事なものは、「これって法律の問題かも」という「引っかけ」を、できるだけ多くしておくことです。引っかけさえすれば、ネットで検索したり、チャットGPTやインターネット上で質問したりして基本的な知識が得られますし、自分のケースに当てはまるのかわからなければ、行政の窓口や法律の専門家に相談することもできるからです。

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ」（著作権法32①）

①もつぱら公益を図る目的でないこと。②公共の利害に関する事実であること（非個人的な事柄ではないこと）。③発信した内容が真実であると証明されたこと。

時には誰かのことを批評する投稿をしたくなることもあるでしょう。でも、誰かを批評して、その人の社会的な評価を下げてしまうと、名誉棄損となる可能性があります。

ネット投稿時に、頭に置いておくことよい「他人の権利」を挙げますので、参考にしてください。

- 著作権：思想または感情を創作的に表現したもので、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの
- 個人情報：特定の個人がわかってしまう情報
- 名誉権：その人や会社に対する社会的な評価。名誉棄損（人や会社に対する社会的な評価を下げる行為）
- プライバシー権：私生活をみだりに公開されない権利
- 肖像権：自分の姿のみだりに撮影されたり、撮影された画像を公表・使用されたりしない権利
- 営業秘密：秘密として管理されている、事業活動に有用な技術上または営業上の情報で、公然と知られていないもの
- 業務上・職務上知り得た秘密：法令上の守秘義務（医師、弁護士など）
- 契約上の守秘義務：提携企業間の守秘義務契約・就業規則上の守秘義務条項など

すことが有用とし、当該要求事項を満たすために企業がどのような検討を行ったのか、その考慮の過程についての概要が理解できるものを、報告期間ごとに文書として明確化することが考えられる旨を結論の背景に記載している。

これに対して、「ISSB基準との差異になる」、「文書化を要求する内容はこの箇所のみで記載のバランスを欠いている」などのコメントが寄せられた。

事務局は、寄せられたコメントの懸念について一定の理解を示したうえで、文書化が行われない場合、「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たしたかどうかを客観的に判断しづらくなる可能性があるため、公開草案における当該文書化に関する記述を削除し、補足文書または解説記事において当該文書化に関する記述を提供するのはどうかと提案した。委員からは、賛意が多く聞かれた。

IFRS S1号では、サステナビリティ関連のリスクおよび機会が、企業と当該企業のバリュー・チェーンを通じた利害

関係者、社会、経済および自然環境との相互作用から生じるとしたうえで、相互作用が依存するとされる「資源及び関係」や「依存関係及びインパクト」についてB4項およびB5項において説明している。

公開草案では、基準の読みやすさの観点からIFRS S1号B4項およびB5項をそのまま取り入れるのではなく、具体的な開示の定めにおいて「資源及び関係」や「依存関係及びインパクト」を説明しており、適用される定めがISSB基準の要求事項と変わらないことを意図している（適用基準案BC63

去る9月19日に、国際会計基準審議会（IASB）は、IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を改訂する「持分法」（以下、「公開草案」という）を公表した。

IFRSでは、企業の連結財務諸表において、関連会社やジョイント・ベンチャーへの投資について、持分法を適用する

項にてバリュー・チェーンの範囲の決定に関する具体的な定め の詳述、BC84項およびBC85項においてサステナビリティ関連のリスクおよび機会の見直しに関する定めにおいて、具体的にバリュー・チェーンに影響を与える事例を記述）。

これに対して、「ISSB基準との差異になり得る」とのコメントが多く寄せられた。事務局は、適用基準案を修正し、IFRS S1号B4項およびB5項に相当する定めを結論の背景に追加することが考えられると提案した。委員からは賛意が聞かれた。

ことが求められている。また、個別財務諸表においては、子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社への投資に持分法を適用することが認められている。また、持分法の適用については、IAS28号に定められている。

一方で、特定の状況において、持分法をどのように適用するかに関して、関係者から疑問

が挙げられている。IASBでは、これらの疑問に対して、IAS28号の原則を識別して適用することで対応しようとしている。したがって、当該プロジェクトは限定的な範囲での検討となる。

公開草案では、たとえば、次のような実務適用上の疑問に答えるためのIAS28号への改訂提案を挙げている。

- ① 重要な影響力を獲得した際の所有者持分の変化
- ② 重要な影響力を保持したままでの所有者持分の変化（た

たとえば、新たな所有者持分を購入したときや、所有者持分を処分したとき）

- ③ 持分損失の認識
- ④ 関係会社との取引に関する会計処理（たとえば、子会社から関係会社に売却をしたとき）
- ⑤ 関係会社の識別可能資産・負債への持分を公正価値で測定する際に関係する当初認識に関する税効果

コメント期限
当該公開草案に対するコメントは、2025年1月20日まで受け付けている。

国際会計

持分法に関するIAS28号の改訂案、公表——IASB

金融

両論併記のバランスの取れた利下げ

米連邦準備制度理事会（FRB）は9月18日、政策金利であるFFレートを0.5%引き下げ、4.75%—5.00%とすることを発表した。パウエル議長は記者会見で、経済が堅調である一方、労働市場の伸びの鈍化と、インフレの大幅緩和を強調した。特にインフレ率がピーク時の7%から8月時点の予測値で2%台まで低下している点は、FRBが利下げを実行した理由の1つになっている。

今回公表された経済見通しでも、2024年の個人消費支出（PCE）インフレ率は2.3%、コアPCEは2.6%と予測され、2026年までに目標値2%へ低下する見通しだ。またGDP成長率は2024年に2.0%、失業率は4.4%まで上昇すると見込まれており、経済の基盤が安定するなかで、FRBが金融緩和に向かう準備を

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年9月13日	金融庁告示64号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2024年6月30日までに公表したIFRS18号「財務諸表における表示及び開示」、IFRS19号「公的説明責任のない子会社：開示」等について、連結財務諸表規則312条に規定する指定国際会計基準とするもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240913/20240913.html	—
2024年9月13日	企業会計基準34号 「リースに関する会計基準」等	ASBJ	IFRS16号「リース」等の国際的な会計基準との整合性を図るため、借手のすべてのリースについて資産および負債を計上する等の会計処理を規定するもの。これに伴う関係会計基準等の改正および、日本公認会計士協会の実務指針等の改正も公表されている。 https://www.asbj.jp/jp/accounting_standards/y2024/2024-0913.html	—
2024年9月17日	公開買付けの開示に関する留意事項について(公開買付け開示ガイドライン)	金融庁	現行の公開買付け制度を前提とし、発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る開示書類の審査を行う関東財務局に対して審査にあたっての留意事項などを示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等についての考え方を示すことを目的としたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240917/20240917.html	—
2024年9月19日	デジタルガバナンス・コード3.0～DX経営による企業価値向上に向けて～	経済産業省	より経営者がDXに取り組むことを推進するため、DXを通して得られる企業価値向上に焦点を当て、データ活用・連携やデジタル人材の確保、サイバーセキュリティ等の時勢の変化に対応するための見直しなどを反映して取りまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2024/09/20240919001/20240919001-1.pdf	—

進めていることが読み取れる。

一方、パウエル議長は利下げを急ぐことへの懸念も示しており、会見では「金融引締めからの転換が早急過ぎるとインフレ抑制の進展を妨げるかもしれない」と述べ、転換の速度が遅すぎれば経済活動や雇用に悪影響を与える可能性があるとの認識を示している」と述べ、今後の政策判断において、慎重なデータ分析が必要であることを強調した。

今後の政策金利の道筋は、2025年が3.4%、2026年には2.9%まで下がると予測されているが、これはインフレと失業率のバランスを取るための慎重な緩和政策といえる。また同議長は「雇用市場は過熱状態から冷却されているが、依然として強さを維持している」と指摘し、労働市場がFRBの政策において、重要な役割を果たし続けることを示唆した。会見では、今後の利下げについて「既定路線に沿って行うことはなく、データに基づいて判断する」と述べており、柔軟な対応を続ける姿勢を明らかにした。

全体として評価すると、今回のFRBの利下げ決定は、インフレの進展と経済の安定を反映したバランスの取れた措置といえるだろう。

証 券

日米中央銀行の政策手腕を評価する

9月の米連邦公開市場委員会(FOMC)は、4年半振りの政策金利の引下げ幅を、多数派の予想する0.25%を上回る0.5%とした。市場にとってやや嬉しい誤算であり、利下げ決定当日の米株価は小幅下落したものの、翌日には力強く上昇した。利下げの経済へのプラス効果を評価したといえよう。

日銀は、7月利上げ以後も表向きは経済・物価が日銀の見通しどおりに推移すれば今後も利上げを進める姿勢は変わらないとしてきた。しかし、株式市場は8月の株価暴落後、日銀は当分利上げはできないと考えるようになってきていたが、それは正しかったのである。

米利下げの影響はアジア、ヨーロッパへ、時差に沿って主要国市場の株価はポジティブに反応した。一番、過敏に反応したのは日本市場であったようだ。日本市場の反応は、米利下げに伴って為替相場が円高・ドル安に振れるのではないかと警戒してきたが、為替市場は意外にも円安へ動いたことを反映するものだろう。

9月の日米の金融政策会議は、両国の金融当局の巧みな運営が目立ち、これからの世界的な株価見通しを明るくするものであるが、手放しで楽観論を語ることはできない。経済・金融、その他の領域で警戒すべき問題は世界中に存在する。

円安に振れた背景には、FOMCとほぼ同時期に開催された日銀金融政策決定会合で、利上げが決定された7月会合に続く利上げは見送られ、日米の金利差は拡大しないとの予想が次第に強まってきていたことがあるのではないかと。

政治の問題として、11月5日の米大統領選挙の結果、新大統領の打ち出す経済政策は最重要のテーマである。そして、次のFOMCは11月6日、7日に開かれる。引き続き金融当局の手綱綱きに期待せざるを得ない。こうみえてくると、当面、米市場が先導する世界的な株価上昇を期待してよいが、上昇テンポが速いのは危険であり、避けることが望ましいといえる。